Eiwa News

相続税・贈与税の改正について

平成 23 年 3 月 (No. 068)

平成23年度税制改正大綱につきましては、本誌No.66でその概要をご紹介しておりますが、 今回はこの税制改正項目の中から相続税と贈与税についてご紹介いたします。

[1] 相続税

今回の改正は、平成23年4月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。

① 基礎控除の引き下げ

相続税の基礎控除が以下のように引き下げられます。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|---------------|------------------|----------------|
| 定額控除 | 5,000万円 | 3,000万円 |
| 法定相続人 比例控除 | 1,000万円 × 法定相続人数 | 600万円 × 法定相続人数 |

相続財産から債務・葬式費用を差し引いた金額が基礎控除額を超える場合に、相続税の申告が必要になります。

今回の改正で基礎控除額が4割縮減されることにより、相続税の申告が必要になるケースが 確実に増えてくると思われます。

② 税率構造の見直し

相続税の税率は以下のとおりになります。

| 現 行 | | 改 正 案 | | |
|-----------|-----|-----------|-----|--|
| 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | |
| 1,000万円以下 | 10% | 1,000万円以下 | 10% | |
| 3,000万円以下 | 15% | 3,000万円以下 | 15% | |
| 5,000万円以下 | 20% | 5,000万円以下 | 20% | |
| 1億円以下 | 30% | 1億円以下 | 30% | |
| 3億円以下 | 40% | 2億円以下 | 40% | |
| 3岡11次1 | | 3億円以下 | 45% | |
| 3億円超 | 50% | 6億円以下 | 50% | |
| り応门地 | | 6億円超 | 55% | |

最高税率が50%から55%に引き上げられ、これに伴い、適用税率の区分の見直しも行われます。

③ 死亡保険金に係る非課税限度額の見直し

財産の中に死亡保険金がある場合に、現行では、法定相続人1人当たり500万円の 非課税枠が設けられていますが、改正後は、その非課税枠の対象となる者が、法定相続人 のうち、未成年者、障害者又は被相続人と生計を一にしていた者に限られます。

4 未成年者控除・障害者控除の引き上げ

相続人が未成年者又は障害者の場合に適用される未成年者控除・障害者控除の控除額が下記のように引き上げられます。

未成年者控除 「20歳になるまでの1年につき6万円」

⇒「20歳になるまでの1年につき10万円」

障害者控除 「85歳になるまでの1年につき6万円」(特別障害者は12万円)

⇒「85歳になるまでの1年につき10万円」(特別障害者は20万円)

[2] 贈与税

今回の贈与税の改正は、平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について 適用されます。

① 税率構造の見直し

今回の改正により、税率が以下のとおりになります。

| | 現行 | 改 正 案 | |
|-----------|-----|--------------------------------|------|
| 区分 | | 20歳以上の者が 直系尊属から贈与を 受けた場合 | 左記以外 |
| 200万円以下 | 10% | 10% | 10% |
| 300万円以下 | 15% | 15% | 15% |
| 400万円以下 | 20% | 13% | 20% |
| 600万円以下 | 30% | 20% | 30% |
| 1,000万円以下 | 40% | 30% | 40% |
| 1,500万円以下 | | 40% | 45% |
| 3,000万円以下 | 50% | 45% | 50% |
| 4,500万円以下 | | 50% | 55% |
| 4,500万円超 | | 55% | |

② 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税の適用要件のうち、受贈者及び贈与者の範囲の一部が下記のように改正されます。

受贈者 贈与年の1月1日現在20歳以上の<u>推定相続人</u> ⇒ 同 <u>推定相続人又は孫</u> 贈与者 贈与年の1月1日現在65歳以上の者 ⇒ 同 60歳以上の者

今回の税制改正項目について、ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者まで お問い合わせくださいますよう、よろしくお願いいたします。